

岩手県告示第332号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成23年5月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
一関サティ薬局	一関市山目字泥田89番地1	平成23年2月28日
花城循環器クリニック	花巻市花城町12番地11	平成23年3月31日
訪問看護ステーションゆとりが丘	岩手郡滝沢村滝沢字土沢558番地	〃
あすみのクリニック	岩手郡滝沢村滝沢字湯舟沢479番地2	〃
おだしま歯科クリニック	北上市九年橋三丁目18番15号	〃